

# 令和4年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年7月1（金）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、廣瀬
	使用者側	綾田、窪田、友國、濱田

- 議 題
- (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
  - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
  - (3) 令和4年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
  - (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
  - (5) その他

## ○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、籠池委員、中村委員、渡部委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります12名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として1名が傍聴されています。

それでは、初めに松瀬香川労働局長からご挨拶申し上げます。

○松瀬香川労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

本日は、ご多忙の中、また、大変暑い中、令和4年度第1回香川地方最低賃金審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様には、労働行政、とりわけ最低賃金制度について格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金を巡る状況といたしましては、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022について」において、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。

最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされています。

後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきましても諮問をさせていただきますが、こうした状況についても十分考慮いただきながら、今期の円滑な審議につきましてもご配慮いただき、審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

○賃金室長

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次をご覧ください。

ここで資料の差し替えをお願いいたします。資料No. 1 第54期香川地方最低賃金審議会委員名簿につきまして、誤字がありましたので差し替えをお願いいたします。

資料No. 1 (P1) 第54期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No. 2 (P3) 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料No. 3 (P7) 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料No. 4 (P9) 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会  
運営規程

資料No. 5 (P11) 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

資料No. 6 (P13) 香川県地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程

資料No. 7 (P21) 第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会  
委員名簿

資料No. 8 (P23) 令和4年度最低賃金の審議の進め方等について  
(案)

資料No. 9 (P25) 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定  
一覧表

資料No. 10 (P29) 令和3年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部  
会の開催状況

資料No. 11 (P31) 経済財政運営と改革の基本方針2022等

資料No. 12 (P33) 香川の賃金概況（令和4年）

資料No. 13 (P45) 香川県の雇用情勢（令和4年4月分）、労働市場の  
動向（令和4年4月）

資料No. 14 (P61) 香川県内経済情勢報告（令和4年4月）

資料No.15(P71) 香川県金融経済概況(2022年6月13日)

資料No.16(P73) 「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を  
求める要請」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

資料No.17(P75) 「JAL不当解雇撤回と最賃1500円を実現する  
要請書」(JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現  
四国キャラバン実行委員会)

こちらにつきましては、事前にお渡ししている資料です。

本日、別途配付資料として、

- ① 香川県の雇用情勢(令和4年5月分)、労働市場の動向(令和4年5月)
- ② 令和4年度版最低賃金決定要覧
- ③ 2022(令和4)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 令和4年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑥ 「業務改善助成金特例コース」のご案内
- ⑦ 業務改善助成金の活用例
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんか。

本日は、本年度第1回目の会議であり、皆様には第54期の委員として昨年に引き続き審議をお願いすることになりますが、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料No.1(P1)の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益委員といたしまして、東委員、本日欠席ですが籠池委員、春

日川委員、柴田委員、高塚委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、大島委員、立石委員、土田委員、本日欠席ですが中村委員、廣瀬委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、綾田委員、窪田委員、友國委員、濱田委員、本日欠席ですが渡部委員でございます。

以上の15名でございます。

なお、任期につきましては、令和5年4月20日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の松瀬、労働基準部長の江口、私、賃金室長の塩田、賃金指導官の須藤、賃金係長の山本、労災保険給付調査官の橘川、賃金調査員の白方でございます。

労働基準部長の江口、私、賃金室長の塩田、賃金指導官の須藤、賃金係長の山本につきましては、今年4月の異動で、着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の会長及び会長代理につきましては、昨年度、第54期の委員が任命された後の令和3年6月30日の第1回香川地方最低賃金審議会において、最低賃金法第24条に基づき、柴田会長及び東会長代理が選出されております。

柴田会長と東会長代理には、引き続きよろしくお願いいたします。それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに柴田会長、よろしくお願いいたします。

#### ○柴田会長

昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます柴田でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと

考えております。

各委員の皆様におかれましては、様々な状況下で難しい判断をされるものと思われませんが、全会一致での答申に至りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

続いて東会長代理、よろしくお願いいたします。

○東会長代理

引き続き会長代理を務めさせていただきます東でございます。

会長代理として微力ではありますが、柴田会長を支えて円滑な審議会の運営に努めたいと思いますので、委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。柴田会長、よろしくお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題（１）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(各委員へ諮問文(写)を配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0701 第 1 号

令和 4 年 7 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 松瀬 貴裕

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金(昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○柴田会長

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますか。

無いようですので、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

会議次第に従いまして、議題(2)に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

まず、香川地方最低賃金審議会及び香川地方最低賃金審議会運営小委員会についてです。

資料No. 2 (P 3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。これは、審議会の議事運営について定めたものでございます。第3条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益委員をあてることになっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、資料No. 3 (P 7)の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」をご覧ください。

また、資料No. 7 (P21)として、あらかじめ皆様にご意見をいただき作成した「第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」を配付しております。

公益代表委員は、東委員、籠池委員、柴田委員を、労働者代表委員は、大島委員、立石委員、中村委員を、使用者代表委員は、窪田委員、濱田委員、渡部委員とさせていただきます。

続いて、資料No. 2 (P 3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程」に戻りまして、第6条では、会議は原則として公開としておりますが、

個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第7条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

これらの規定を踏まえ、昨年度までは、本審については、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。運営小委員会については、会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

次に、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてです。

本日、香川県最低賃金について、改正諮問をさせていただきましたが、これを受けまして、最低賃金法第25条第2項により、香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会は、最低賃金法同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行うことといたします。締め切りは、7月15日を考えています。

そして、資料No.4(P9)の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

次の頁になりますが、第7条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

この規定を踏まえ、令和3年度は、当専門部会の第1回目の会議を公開とし、議事録を公開し、2回目以降の会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

次に、資料No.5(P11)「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」をご覧ください。こちらは、会議を公開する際の手続き等について定めたものとなります。

また、本日の資料No.16(P73)及び資料No.17(P75)に、労働団体等からの最低賃金引上げ、中小企業支援及び審議会の公開についての要請文をつけております。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

○大島委員

P4の会議の公開第6条で、会長は会議を非公開とすることができると思いますが、それを決定するのは会長だけであると読めると思います。

ところが、会議に参加している委員は労側も使側も公益側もいるわけですし、個人情報についてこの部分は非公開にして欲しいということなど我々の気持ちを理解してくれているか、この文章からは読み取れず、会長が非公開とするか否かについて全てを判断するという理解で良いのでしょうか。

○松瀬香川労働局長

「できる」というのは、議事の進行に関する裁量を与えられているということですが、当然ながら判断に先立って議事を行い、個人情報に触れるから非公開にしてもらえませんかといった協議があることを前提としておりますので、事実上問題は発生しないと考えております。

○大島委員

わかりました。

○柴田会長

私も従来から「できる」ということで独断的に行ったつもりはございませんので審議会で協議し、最終的には会長である私の判断ということにさせていただいております。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今のお話とも関係がありますが、審議会の公開に関して、私からの意見ですが、すべての本審と香川県最低賃金専門部会第1回目は公開になっています。また、運営小委員会及び第2回目以降の香川県最低賃金専門部会ですが、これは先ほどの規程を前提に考えた場合、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないと思います。

香川県特定（産業別）最低賃金専門部会については、例年各専門部会3回の会議を開催しており、会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

資料No.6（P13～20）は、香川県特定（産業別）最低賃金の各専門部会運営規定第7条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

以上の規定を踏まえ、第1回目に含まれる非公開にせざるを得ない部分は、少ないと思います。そのため、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの非公開にせざるを得ない部分については、第2回目以降の会議に移動さ

せるなどして、香川県特定（産業別）最低賃金専門部会の第1回会議は公開にしているかどうかと思います。皆様、いかがでしょうか。香川県特定（産業別）最低賃金の各専門部会の第2回目以降の公開については、当専門部会で判断していただければいいものと思います。皆さま、いかがでしょうか。

○窪田委員

第1回というのは合同専門部会のことですか。

○柴田会長

そうです。

よろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

それでは、ご賛同いただいたということで、会議、議事録及び資料の公開に関しましては、本審、第1回香川県最低賃金専門部会及び第1回香川県特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては公開とし、運営小委員会及びこれ以外の専門部会につきましては非公開として、議事要旨を作成して公開することにします。

また、「香川地方最低賃金審議会運営規程」、「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」、「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」、「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」、については、変更せず、昨年決定されたとおりといたします。

議事録につきましては、資料No.2(P3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第7条により、「会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされております。この確認についてですが、労働者側 立石委員、使用者側 窪田委員にお願いしたいと思います。立石委員、窪田委員、よろしく申し上げます。

なお、審議会当日にこのお二方がご欠席の場合は、それぞれ大島委員、渡部委員にお願いすることとし、さらにご欠席の場合には、審議会当日に出席された委員の中からお願いしたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、次の議題、(3)の「令和4年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」とこれに関連する議題(4)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

資料No.8(P23)の「令和4年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

これは、本年3月18日に開催されました令和3年度第8回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送ることについて全委員から同意をいただいたものでございます。

本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、1の(1)、香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議すること、1の(2)、特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがあること、1の(4)、専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とすること、1の(5)、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則ととしています。

2になります。香川県最低賃金の効力発生の日は令和4年10月1日を、次頁の3の(3)の特定最低賃金の効力発生の日は令和4年12月15日を、それぞれ努力目標としています。

3の(4)ですが、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において、その意向確認を行うこととし

ています。

次に、議題（４）の「最低賃金審議会令第６条第５項の決議」については、先程も触れましたが、(P23)「令和４年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の１の（５）の部分となります。

最低賃金審議会令第６条第５項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この１の（５）におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。

したがいまして、「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」というところでございます。

本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いします。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

（各委員より「異議なし。」）の声あり

○柴田会長

ただ今承認をいただきましたので、資料No. 8 (P23)の「案」を取っていただき、本年度の最低賃金の審議につきましては、この「令和４年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めていくことといたします。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金係長

読み上げさせていただきます。

令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

## 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和4年10月1日を努力目標とする。

### 3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和 4 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申し出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和 4 年 12 月 15 日を努力目標とする。

- (4) 令和 5 年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

#### ○柴田会長

ありがとうございました。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。締め切りは 7 月 15 日となります。

また、先ほども説明をしましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

専門部会は最低賃金法第 25 条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名により構成されます。

このため、労使各 3 名ずつの委員推薦のための公示を本日举行することといたします。締め切りは 7 月 15 日となります。

その後、専門部会を 4 回程度開催し、審議の上、8 月 5 日までに結審し、全会一致の結審になれば、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

8 月 5 日答申の場合、その後、改正内容の公示を 15 日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を 8 月 23 日（金）午前 10 時から開催し、労働局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、労働局長あて答申を行っていただきます。

9 月 1 日に官報に掲載されれば法定発効により 30 日経過した 10 月 1 日が発効日となります。

なお、異議がなければ、異議審は開催しません。

○柴田会長

最後に、議題（5）の「その他」に入りたいと思います。事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年6月9日に全国労働組合総連合四国地区協議会から資料No.16(P73)「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

また、本年5月18日にJAL不当解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会から資料No.17(P75)「JAL解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料No.9(P25)から資料No.15(P71)をお配りしております。

資料No.9(P25)は、「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生日別一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金10月1日(土)の発効を目指すとするならば、黄色の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8月5日(金)までに答申をいただく必要があります。8月6日、7日は土日ですので、8月8日(月)が答申になると、発効は10月2日(日)になってしまいます。

重ねて申し上げますが、10月1日に発効するためには、8月5日(金)までに答申をいただかなければならないということになります。

P27は特定最賃です。黄色の部分になりますが、例年どおり12月15日の発効を目指すとするならば、10月14日(金)までに答申をいただく必要があるということになります。

10月15日、16日は土日ですので、10月17日(月)が答申になると、その発効は12月16日(金)となってしまいますので、12月15日には間に合わないこととなります。

資料No.10(P29)は、「令和3年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑧が本審、その下が運営小委員会。半分から下が

専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうちの3回で金額審議を行っております。特定最賃4業種につきましても、冷凍調理食品製造業は2回、それ以外はそれぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

資料No.11(P31)は、諮問文に引用させていただいております、令和4年6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2022」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の抜粋でございます。

資料No.12(P33)は令和3年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、令和2年調査より集計方法が見直されたことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

資料No.13(P45)は香川労働局職業安定部が5月31日に発表した令和4年4月の雇用情勢等ですが、5月の雇用情勢等が、6月30日に発表されましたので、最新のものをお机上配布しております。これによりますと雇用情勢判断は「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」とされております。

資料No.14(P61)は財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済情勢報告です。今回の総合判断としては、「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。」とされております。

資料No.15(P71)は日本銀行高松支店が2022年6月13日に発表した香川県金融経済概況です。「香川県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある。」とされております。

また、本日配付している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、各種リーフレットですが、厚生労働省において行っております中小企業・小規模事業者への各種支援制度等についてです。

1つめは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

2つめは、「令和4年度「業務改善助成金」のご案内」で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するというものです。

3つめは、「「業務改善助成金特例コース」のご案内」で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの期日に遡及して事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資を行う場合に、対象経費の範囲を通常コースより特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。こちらは申請期限が令和4年7月29日までとなっております。

4つめは、「業務改善助成金の活用例」です。

これは、助成金の申請要件となっている生産性を上げるための設備投資の例など活用例について集めたものです。

残りの3つは、「働き方改革推進支援助成金」の、

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・労働時間適正管理推進コース

のリーフレットです。

現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。

今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明

申し上げる予定としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柴田会長

事務局からの説明及び審議会資料に関して、何かご意見、ご質問等ございますか。

○大島委員

情報があればお教えいただきたいのですが、P31 経済財政運営と改革の基本方針 2022 の第 2 章の 1.(1) の下段に「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均 1,000 円以上となることを目指し、」とありますが、これまでの審議においても、最低賃金には地域間格差あるということは如何なものかということで、その格差をいかに小さくするかという話もあったかと思えます。

ここで政府としては加重平均という言い方をされていますが、加重平均であれば人口が多い大都市に引っ張られてしまいます。その結果、加重平均 1,000 円となったとしても地方との格差は小さくならないと思っています。

なぜ政府は加重平均ということを出してきたのか情報があればお教えいただきたいと思えます。

○賃金室長

なぜ加重平均なのか、今のところ情報はございませんが、情報があればお知らせしたいと思えます。

○立石委員

第 1 回専門部会の資料についてですが、中賃で使われた主要統計調査等のものが資料として出されるのか、また、昨年の答申の付帯事項で、「さらに、当審議会として、新型コロナウイルス感染症の影

響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。」とありましたが、香川県内で助成金がどう活用されているのかのデータがあれば資料としてお出しいただきたいと思います。

○賃金室長

件数ということでよろしいですか。

○立石委員

あと取引慣行の見直しとかもあればお願いしたいと思います。

○松瀬香川労働局長

資料として出せるものがどの位あるのかを含めて検討したいと思います。

○立石委員

今年の実地視察はどうなりますか。

○賃金室長

昨年度の第8回本審で今治造船と決定しており、実施する方向で調整中ですので決定次第ご連絡したいと思います。

○柴田会長

よろしいでしょうか。

その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に  
残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ござい  
ませんか。なければ、第1回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――